



発行 東京都

目次

122

○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…（総務局人事部制度企画課）…

規則（教）

○学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…

○学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…

規程（交）

○東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…

規程（水）

○東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…

規程（下水）

○東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程…

規則

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のよ

うに改正する。

第三条の四第一項第一号中「二分の八千八百」を「二分の九千二百四十」に、
「一万分の一万一千九百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二
号中「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分
の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第四号中「一万分の八千四百五十五」を
「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に
改め、同項第五号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万
分の一万四千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第七号中「一万分の四千八百
九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第八号中「一万分の四千五」を「一
万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第九
号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万
分の六千」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

規則（教）

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第九号

学校職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十二年東京都教育委員会規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	11,600 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,195 円、2号給 8,272 円、3号給 8,349 円、4号給 8,426 円、5号給 8,508 円、6号給 8,596 円、7号給 8,684 円、8号給 8,778 円、9号給 8,871 円、10号給 8,970 円、11号給 9,075 円、12号給 9,185 円、13号給 9,295 円、14号給 9,405 円、15号給 9,520 円、16号給 9,638 円、17号給 9,757 円、18号給 9,889 円、19号給 10,021 円、20号給 10,153 円、21号給 10,285 円、22号給 10,345 円、23号給 10,411 円、24号給 10,477 円、25号給 10,549 円、26号給 10,620 円、27号給 10,692 円、28号給 10,763 円、29号給 10,835 円、30号給 10,901 円、31号給 10,967 円、32号給 11,033 円、33号給 11,104 円、34号給 11,176 円、35号給 11,253 円、36号給 11,330 円、37号給 11,407 円、38号給 11,484 円、39号給 11,566 円	
2 級	14,300 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 9,922 円、2号給 10,037 円、3号給 10,153 円、4号給 10,268 円、5号給 10,384 円、6号給 10,505 円、7号給 10,620 円、8号給 10,736 円、9号給 10,851 円、10号給 10,961 円、11号給 11,071 円、12号給 11,181 円、13号給 11,291 円、14号給 11,401 円、15号給 11,511 円、16号給 11,621 円、17号給 11,737 円、18号給 11,858 円、19号給 11,979 円、20号給 12,100 円、21号給 12,215 円、22号給 12,336 円、23号給 12,452 円、24号給 12,573 円、25号給 12,688 円、26号給 12,809 円、27号給 12,925 円、28号給 13,040 円、29号給 13,156 円、30号給 13,271 円、31号給 13,387 円、32号給 13,502 円、33号給 13,618 円、34号給 13,739 円、35号給 13,854 円、36号給 13,970 円、37号給 14,085 円、38号給 14,201 円	
3 級	14,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 13,299 円、2号給 13,420 円、3号給 13,541 円、4号給 13,662 円、5号給 13,783 円、6号給 13,904 円、7号給 14,025 円、8号給 14,151 円、9号給 14,272 円、10号給 14,399 円、11号給 14,525 円、12号給 14,652 円、13号給 14,778 円	
4 級	15,100 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 14,580 円、2号給 14,707 円、3号給 14,833 円、4号給 14,960 円、5号給 15,086 円	
5 級	15,700 円	
6 級	17,300 円	

別表第2(第3条関係)

職務の級	定	額
1 級	7,800 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 6,705 円、2号給 6,768 円、3号給 6,831 円、4号給 6,894 円、5号給 6,961 円、6号給 7,033 円、7号給 7,105 円、8号給 7,182 円、9号給 7,258 円、10号給 7,339 円、11号給 7,425 円、12号給 7,515 円、13号給 7,605 円、14号給 7,695 円、15号給 7,789 円	
2 級	10,700 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 8,118 円、2号給 8,212 円、3号給 8,307 円、4号給 8,401 円、5号給 8,496 円、6号給 8,595 円、7号給 8,689 円、8号給 8,784 円、9号給 8,878 円、10号給 8,968 円、11号給 9,058 円、12号給 9,148 円、13号給 9,238 円、14号給 9,328 円、15号給 9,418 円、16号給 9,508 円、17号給 9,603 円、18号給 9,702 円、19号給 9,801 円、20号給 9,900 円、21号給 9,994 円、22号給 10,093 円、23号給 10,188 円、24号給 10,287 円、25号給 10,381 円、26号給 10,480 円、27号給 10,575 円、28号給 10,669 円	
3 級	11,000 円。ただし、次の号給の職員にあつては、次の額とする。 1号給 10,881 円、2号給 10,980 円	
4 級	11,300 円	
5 級	11,500 円	
6 級	12,600 円	

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十二月二十一日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第十号

学校職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第二号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第三号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第四号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第五号中「一万分の四千五」を「一万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第六号中「二万分の四千五十」を「二万分の四千五百」に、「二万分の五千五百」を「二万分の六千」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤勉手当に関する規則第三条の四第一項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。

規程（交）

●交通局規程第三十九号

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（昭和五十四年交通局規程第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第四条の三第一項第一号中「一万分の八千八百」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万一千九百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第四号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第七号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第八号中「一万分の四千五」を「一万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第九号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
 - 2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）及び次項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
- （特例措置）

3 平成三十年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条第一項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百三十五」と改める。

百三十五」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、同項第三号中「百分の四十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の六十」とする。

(内払)

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の東京都交通局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づいて平成三十年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

規程(水)

●東京都水道局管理規程第十六号

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成三十年十二月二十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都水道局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「百分の九十五」を「百分の百」に、「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同条第二号中「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、同条第三号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千八百」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万二千九百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第四号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の一万四千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第七号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第八号中「一万分の四千五」を「一

万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第九号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。
2 この規程による改正後の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)及び次項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
(特例措置)

3 平成三十年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条の規定の適用については、同条第一号中「百分の百」とあるのは「百分の百五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十五」と、同条第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、同条第三号中「百分の四十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の六十」とする。

(内払)

4 この規程による改正前の東京都水道局職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成三十年十二月に支払われた勤勉手当は、改正後の規程に基づく勤勉手当の内払とみなす。

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第八号

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年十二月二十一日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(昭和五十四年東京都下水道局管理

規程第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「百分の九十五」を「百分の百二十五」を「百分の百三十」に、「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「百分の百二・五」に改め、同項第三号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改める。

第四条の四第一項第一号中「一万分の八千八百」を「一万分の九千二百四十」に、「一万分の一万一千九百九十九」を「一万分の一万二千五百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万八千」に改め、同項第三号中「一万分の一万八千」を「一万分の二万」に改め、同項第四号中「一万分の八千四百五十五」を「一万分の九千三百四十五」に、「一万分の一万五千」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の八千五百五十」を「一万分の九千四百五十」に、「一万分の四千五百」を「一万分の一万六千」に改め、同項第七号中「一万分の四千八百九十五」を「一万分の五千三百四十」に改め、同項第八号中「一万分の四千五」を「一万分の四千四百五十」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改め、同項第九号中「一万分の四千五十」を「一万分の四千五百」に、「一万分の五千五百」を「一万分の六千」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程(以下「改正後の規程」という。)及び次項の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。
(特例措置)

3 平成三十年十二月に支給する勤勉手当に係る改正後の規程第三条第四項の規定の適用については、同項第一号中「百分の百(」とあるのは「百分の百五(」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の百三十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百二十五」と、同項第二号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の百五」と、同項第三号中「百分の四十七・五」とあるのは「百分の五十」と、「百分の五十七・五」とあるのは「百分の六十」とする。

(内 払)

4 この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の勤勉手当に関する規程の規定に基づき平成三十年十二月に支給された勤勉手当は、改正後の規程の規定による勤勉手当の内払とみなす。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
 リサイクルできます。